

災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書（案）

国土交通省近畿地方整備局 大和川河川事務所長 細川 晋（以下「甲」という。）と、○○○○○○○○○○ 代表取締役 ○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生し、甲がこの協定とは別に発注する維持作業では対応することができない規模の災害（水防活動・水質事故を含む）（以下「災害」という。）における河川災害応急復旧業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大和川河川事務所災害対策部運営計画に基づき、甲が管理する河川（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材、労務等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被災施設の応急復旧について、円滑な実施を図ることを目的とする。

（業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は別紙－1に示す大和川河川事務所管内（大阪府域に限る。）とする。

（業務の実施体制）

第3条 甲は、河川に災害が発生し必要と認めたとき、被災状況に応じて書面、又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。

2 乙は、要請を受けた場合、直ちに河川の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示による当該施設の応急復旧を実施するものとする。ただし、乙が、被災状況を把握しているにもかかわらず、甲との通信連絡が不能のため、第1項の要請が不可能な場合には、乙の判断により応急復旧を実施するものとする。

3 乙は、出動要請を受けた場合、又は前項ただし書により乙の判断による応急復旧を実施する場合は、速やかに主任（監理）技術者を定めるものとする。

（業務の指示）

第4条 業務の指示は、堺出張所長が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第5条 乙、又は第3条第3項で定めた主任（監理）技術者は、業務が完了したときは、電話等により直ちに出張所長にその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第6条 乙は、業務完了後、作業開始時刻、作業終了時刻、及び使用した建設資機材等の内容、数量を速やかに報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、第3条第1項（同条第2項ただし書を含む。）により乙に出動を要請したときは、遅滞なく乙と随意契約を締結するものとする。

(建設資機材等の報告、通知)

第8条 乙は、あらかじめ災害に備え、第3条第2項の業務に関し使用可能な建設資機材等の数量を確認し、甲に書面により報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更が生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

3 甲は、保有する建設資機材について、あらかじめ書面により通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

(訓練等の参加)

第10条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(費用の精算)

第11条 乙は、業務完了後、当該業務に要した費用を第7条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、その内容を精査し、第7条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第12条 業務の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後、遅滞なく状況を書面により報告し、その処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の期間は、令和 8年 4月 1日から令和 11年 3月 31日までとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の解除)

第15条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することが出来るものとする。

2 乙が申し出し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

(雑則)

第16条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

令和 8年 3月●●日

甲 大阪府柏原市大正2丁目10番8号
国土交通省近畿地方整備局
大和川河川事務所長 細川 晋 印

乙 ○○○○○○○○
○○○○○○
代表取締役 ○○○○○○ 印

出張所名

堺出張所

管理区間

河口～大阪・奈良の府県境

別紙-1

